附　則

（施行期日）

1　この府令は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この府令による改正後の警察庁旅費取扱規則（以下この項において「新府令」という。）の規定は、この府令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新府令第二条第一項第三号に掲げる旅行命令権者が改正法による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律（以下この項において「新法」という。）第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの府令による改正前の警察庁旅費取扱規則（以下この項において「旧府令」という。）第四条第四項に規定する旅行命令権者が改正法による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第四条第一項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧法第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧府令第四条第四項に規定する旅行命令権者が旧法第四条第一項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新府令第二条第一項第三号に掲げる旅行命令権者が新法第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新府令の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

○内閣府令第十九号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、消費者契約法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

内閣総理大臣　石破　茂

消費者契約法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（消費者契約法施行規則の一部改正）

第一条　消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（認定の申請書の記載事項） **第七条**　法第十四条（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。） 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（認定の申請書の記載事項） **第七条**　法第十四条（法第十七条第六項、法第十九条第六項及び法第二十条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）第一項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］ 三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）

（消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定認定の申請書の記載事項） **第九条**　法第七十二条第一項第三号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　略］ 三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。第三十条第三号において同じ。） 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（特定認定の申請書の記載事項） **第九条**　法第七十二条第一項第三号（法第七十五条第七項、法第七十七条第六項及び法第七十八条第六項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 ［一・二　同上］ 三　法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第三十条第三号において同じ。）